

<b>出張報告書</b>	幹 事 長 印	経 理 責 任 者 印

平成 30 年 2 月 8 日

幹事長  
重光 俊則 殿

出張者氏名 重光 俊則 印  
文野 慎治 印

下記のとおり報告します。

1. 出張先 メルパルク京都

2. 出張日時 平成 30 年 2 月 7 日（水）

3. 出張用務（宿泊を要する場合はその事由）  
地方議員研究会「知っておくべき財政の話」講座に出席

4. 旅費等

(1)	セミナー受講費	30,000 円（2人分）
(2)	受講費振込手数料	756 円（2人分）
(3)	交通費	9,520 円（2人分） (JR 日根野ー京都 往復 特急はるか使用)
(4)	日当	1,800 円（2人分）

総計 42,076 円

---

5. 報告  
地方議員研究会「知っておくべき財政の話」講座

2月7日 14:00~16:30	知っておくべき財政の話
------------------	-------------

講師：程岡 俊和（元寝屋川市経営企画部長・財務部長・会計管理者）

＜講義内容の詳細は別紙＞

地方議員研究会研修「知っておくべき財政の話」

1. はじめに(議員と接して大切と感じたこと)
  - ①市民目線
  - ②現場主義
  - ③自分の物差し(貴重な税を一円たりとも無駄にしない)
2. 予算化させ政策実現するためには一行政職員とのコミュニケーション
  - ①日ごろからの勉強
  - ②信頼関係
  - ③相手は行政のプロ

<平成30年度の国の地方財政計画>

3. 地方財政計画について
  - 国が地方財政計画を策定する(2015年、2018年に3年分の計画)
4. 平成30年度地方財政対策のポイント
  - ① 一般財源総額は62.1兆円で、前年度比+0.04兆円
    - ◇ 内訳は、地方税39.4兆円、地方交付税16.0兆円、臨時財政対策債4.0兆円、地方特例交付金2.7兆円
    - ◇ 地方債枠は9.2兆円(臨時財政対策債4.0兆円+通常債4.4兆円、財源対策債0.8兆円)
  - ② 公共施設等の老朽化対策をはじめとする適正管理を推進するため河川等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加: 4800億円を計上(前年度比+0.1兆円)
  - ③ 公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費増に対応した歳出を0.2兆円確保。歳出特別枠(前年度0.2兆円)を廃止
5. 地方交付税の確保: 出口ベースで16兆円(前年度比3213億円減)
6. 臨時財政対策債の抑制(概算要求4.56兆円→3.9865兆円)
  - ◇ 折半ルール分は1655億円、元利償還金分 3.8210兆円

7. まち・ひと・しごと創生事業費の確保: 30年度に引き続き1兆円を確保

8. 公共施設等適正管理推進事業費を増額(29年3500億円を4800億円に)

このほかに、公共施設等の維持補修に要する経費を増額

9. 地方財政措置の拡充

<表>

## <地方交付税について>

1. 地方交付税とは：国が地方に代わって徴収する地方税
2. 地方交付税の総額
  - ① 法定率分 = 所得税の33.1%+法人税の33.1%+消費税の22.3%+酒税の50%+地方法人税の全額
  - ② 特例加算分：上記合算額が必要な額に足りない場合に特例措置としてやりくり  
(国の一般会計からの上乗せ)
3. 地方交付税の種類
  - ① 普通交付税：(基準財政需要額－基準財政収入額)  
算定された財源不足団体に対して交付(総額の94%)  
4月と6月。残りを7月に金額決定し、9月と11月に交付  
\*\*自治体の標準税収入の75%は基準財政収入額とみなされ、残りの25%は自治体の留保財源となる。
  - ② 特別交付税：  
普通交付税で捕捉されない特別の財政需要(災害対処など)
4. 基準財政需要額の算定  
=測定単位×補正係数×単位費用  
  
単位費用は一覧表で提示されている。
5. 基準財政収入額の算定  
=標準的な地方税収入×75% + 地方贈与税等  
  
単位費用は一覧表で提示されている。

## <臨時財政対策債について>

1. 臨時財政対策債とは
  - ① 平成13年度に創設された地方債。地方の財源不足を補填するために、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発酵される特例地方債
  - ② 臨時財政対策債の元利償還金相当額の100%を後年度の基準財政需要額に算入
  - ③ 2013年度から「財源不足額基礎方式」により算出

## <地方債について>

### 1. 地方債の主な役割

- ◇ 公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について必要資金を確保し、この財政負担を後年度に平準化する。
- ◇ 地方債の償還年限は、施設の耐用年数を超えてはいけない。
- ◇ そのほか、一般財源の補完

### 2. 地方債の対象経費

- ① 公営企業に要する経費
- ② 出資金・貸付金
- ③ 地方債の借り換え
- ④ 災害応急事業費
- ⑤ 公共施設の建設事業費など

### 3. 地方債は議会の議決が必要

### 4. 地方債の手続きに関する主なスケジュール

- 4月中旬 国→府から起債予定額の照会
- 5月上旬 起債予定額一覧表等を提出
- 9月中旬 国→府から同意等予定額通知書
- 9月下旬 府に協議・許可申請
- 10月下旬 府から同意・許可

## <その他の着目すべきポイントについて>

- ① 地方財政計画と地方歳出決算を比較すると、継続的に1兆円前後 計画の方が決算を上回り、平成28年度末の地方の基金残高は21.5兆円と過去最高になっている。
- ② 改革や見直しをおこなって地方財政計画をより適正なものにする必要がある。
- ③ 基準財政需要額の20%以上が「まち・ひと・しごと創生事業費によって配分されている団体がある。→ 実績・成果を把握し。検証する必要がある。

<地方財政に関する重要事項>

地方財政計画と基金

- 地方の基金残高は、21.5兆円と過去最高となっており、交付団体・不交付団体の別によらず、近年増加傾向にある。仮に基金への積立てを一切行わず、過去最高額での取崩しのみを続けた場合でも、現在の基金残高は約7年分に相当する。
- 毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金残高の増加要因等を分析・検証し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向け、地方財政計画への反映等につなげていく必要。
- また、個々の団体ごとに見てみると、財政力指数0.33未満であって、基金残高割合(基準財政需要額に対する基金残高の割合)が100%以上の団体については、基準財政需要額に占める「まち・ひと・しごと創生事業費」等の割合が相対的に大きい傾向にある。小規模な団体が「まち・ひと・しごと創生事業費」等として配分された財源を使いこなせておらず、結果として基準財政需要額が過大となっている可能性があり、詳細を分析する必要があるとともに、必要に応じ、地方公共団体の広域的な連携や合併等の更なる推進、「まち・ひと・しごと創生事業費」等の水準の妥当性等を検討・検証すべきではないか。

トップランナー方式

- 骨太2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、他団体のモデルとなるような業務改革を行っている団体の経費水準を基準財政需要額の算定基礎とする取組み(トップランナー方式)を推進。
- トップランナー方式は、23業務が検討対象とされ、29年度までに18業務について導入。平成33年度における累計減少額(基準財政需要額の減少額)は約1,640億円と見込まれている。

○ これまでの取組み・成果

<平成28年度>

- ・ 16業務について導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。
- ・ 平成28年度におけるトップランナー方式による影響額(基準財政需要額の減少額)は441億円。

<平成29年度>

- ・ 導入済の16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- ・ 新たに2業務について導入(合計18業務に導入)。
- ・ 平成29年度におけるトップランナー方式による新たな影響額(基準財政需要額の減少額)は473億円(累計減少額は914億円)。

<平成29年度における取組例(都道府県分)>

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容		
		経費水準 見直し前	経費水準 見直し後	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費	388,570(千円)	302,208(千円)	民間委託等
	特別支援学校費	57,312(千円)	50,510(千円)	
	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き	
公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き	指定管理者制度導入、民間委託等
産経業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	産経業務として特定せず包括的に算定	8,270(千円)の減	産経業務の集約化
公立大学運営	その他の教育費	(理系学部)	1,694(千円/人)	1,460(千円/人)
		(保健系学部)	1,938(千円/人)	1,668(千円/人)

(出典)経済・財政一体改革推進委員会 国と地方のシステムワーキング・グループ 第7回資料等

## トップランナー方式の拡大、先進・優良事例の横展開等

- 総務省は「(基準財政需要額算定の)単位費用に計上されている業務」等として23業務を検討対象としているが、各自治体には23業務以外にも多くの業務が存在。こうした業務を含め、トップランナー方式の更なる拡充を目指すべきではないか。
- また、地域行政サービスの地域差の「見える化」を推進し、類似団体間でのコストの比較やその要因分析を行うとともに、先進・優良事例の横展開を行い、更なる行財政改革を進めていくべきではないか。
- 併せて、自治体クラウドの導入やマイナンバーの活用等による行政の効率化を進めていくことが重要ではないか。

### 【トップランナー方式の検討対象であるが、まだ導入されていない業務】

- 図書館 ○博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等) ○公民館、市民会館 ○児童クラブ、学童館等
- 窓口業務

### 【トップランナー方式の検討対象とされていない業務の一例】

- 河川維持修繕 ○砂防維持修繕 ○港湾維持管理 ○漁港維持管理 ○高等学校維持修繕
- 特別支援学校の建物・運動場維持修繕 ○教育研修センター施設維持管理等 ○婦人相談所施設管理
- 児童相談所施設管理 ○し尿収集 .....

## 地方税収の上振れ・枠計上経費の使途等

- 計画からの地方税収等の上振れは、結果として、本来必要なかった赤字国債の発行を国の側で行っていることを踏まえ、地方財政計画において精算を行うべきではないか。
- また、地方消費税は社会保障施策の財源となる重要な税であり、その清算基準については、人口基準の比率を大幅に高めるなど抜本的な見直しが必要ではないか。
- 「枠計上経費」について、計上水準の必要性・適正性について説明責任を果たす観点から、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、検証する必要。また、歳出特別枠は、平時モードへの切替えの中で、廃止・縮減していく必要。
- 国庫補助事業の不用に係る地方負担分については、決算を踏まえた精算が行われておらず、是正を検討する必要。
- トップランナー方式の更なる拡充、先進・優良事例の横展開、自治体クラウドの導入による効率化等を進めていくべきではないか。また、その効果(基準財政需要額の減少額)を地方財政計画に反映し、財政資金の効率的配分が図られるよう、計画策定を工夫する必要。
- サービスとコストの関係についての住民の理解に立脚した歳出の重点化・効率化が行われるよう、予算のフローとストックの状況について、「見える化」(ホームページによるアクセスしやすい情報公開)が行われるべきではないか。

### <受講後の所感>

- (1) 平成30年度の地方財政に対する政府の予算が確認できた。
- (2) 「まち・ひと・しごと創生戦略」前年度と同じ1兆円が確保されている。これを有効活用できていない熊取町の行政企画は反省すべきでありありがとうございました、直ちに予算確保のための検討をするべきである。
- (3) 公共施設の維持補修に要する経費も増額されており、それを活用する戦略を検討すべきである。
- (4) 地方交付税の仕組みがよく理解できた。
- (5) 臨時財政対策債の仕組みを良く理解した上で、適切な有効活用が必要である。
- (6) 基金が増大し、交付税の配当の見直し注目されているので、熊取町は交付税を増やす仕組みを検討する必要がある。
- (7) 国の交付税、補助金の活用にあたっては3年前から計画を策定して、要望・陳情を積極的に行うべきである。

領 収 証

重光俊則 様

30 年 2 月 7 日

★

¥15,000

但「議員が知っておくべき財政の話 基礎編2」  
2/7 14:00～ 研修会受講代として  
上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297



領 収 証

文野慎治 様

30 年 2 月 7 日

★

¥15,000

但「議員が知っておくべき財政の話 基礎編2」  
2/7 14:00～ 研修会受講代として  
上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297





貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書 (兼手数料受取書)

振替用

振込先金融機関へは、お受取人名のほかに貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。  
 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等が運送することがありますのでご了承ください。  
 ・通信機器、回線の障害等やお得ない事由によって振込が運送することがありますのでご了承ください。  
 ・貯金払戻請求書に記載された口座から貯金を払い戻して振り込む場合が、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。  
 ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかりますのでご了承ください。  
 ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますので承知おまください。

ご依頼日 30年01月29日  
 起算日 指定期日 取組日 年 月 日  
 お振込方法  電信文書

▼金融機関名 (漢字・左つめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協/信連/銀行/信金/信相/漁協

お振込先 楽天銀行 第一営業支店 店(所)

お受取人 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左つめ) 口座番号 75209119 金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 30,000.00 円 手数料 (税込) 756 円 手数料 徴収 区分 1. 即納 2. 後納  9. 不要

お受取人 氏名 フナオ 地え 義典 研究会 様へ

お受取人 住所 フナオ シズカニ・左つめ) 郵便番号 75209119 日中連絡の先 必ずご記入ください。 0724522253

お受取人 氏名 フナオ 重光 俊則・文節 順司 様から 金額 ¥ 590-0456 大塚市泉南郡能取町美熊台1-11

いつもJAN/バンクをご利用いただきありがとうございます。  
 この振込受付書 (兼手数料受取書) は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

